

講座等の実施確認書（第2条関係）

海南省結婚新生活支援事業補助金の交付要件である以下の講座等について、受講または相談を実施したことを報告します。

なお、この報告に虚偽の事項があった場合は、補助金を返還し、一切の異議や苦情等は申し立てません。

<講座等> ※該当にチェック

- ライフデザイン支援講座
- プレコンセプションケアに関する講座
- 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

年 月 日

申請者

配偶者